

熊本市特定健診等システム標準化対応に係る情報提供依頼(RFI)実施要領

熊本市健康福祉局健康福祉部国保年金課

1 背景と目的

令和3年度(2021年度)通常国会にて「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、対象業務について、国が定める標準仕様に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用が地方公共団体に義務付けられたことを受け、本市の対象業務においても標準準拠システムへの移行を計画しています。

本件は、特定健診等システム(以下「対象システム」という。)の標準準拠システムへの移行にあたり、「実現可能なシステム移行計画の策定」、「システム管理性の向上」、ならびに「システム関連コストの削減」に向けて、要件の整理、及び移行における課題と概算費用の把握を目的として、情報提供依頼を行うものです。

2 実施手順・スケジュール

今回の情報提供依頼に係る実施手順及びスケジュールは次のとおりです。ただし、スケジュールについては事前に通知をしたうえで、変更することがあります。

- (1) 情報提供依頼(RFI)資料等の交付申請、及び、質問事項の受付

令和8年(2026年)9月4日(金)17時まで

- (2) 質問事項への回答予定

令和8年(2026年)9月18日(金)まで

- (3) 情報提供依頼回答書の提出

令和8年(2026年)9月30日(水)17時まで

- (4) 情報提供依頼回答書に対しての質問

令和8年(2026年)10月7日(水)から10月23日(金)まで

(この期間内に、メール・電話にて情報提供依頼の回答内容の確認を行います。また、内容によりヒアリングが必要と判断した場合はこの期間内で日時を別に定めます。)

3 情報提供依頼(RFI)資料等の交付申請

今回の情報提供依頼にご対応いただける場合、「熊本市特定健診等システム標準化対応に係る情報提供依頼(RFI)資料等交付申請書」にて、情報提供依頼(RFI)資料等の交付申請を行ってください。交付申請内容の審査後、適宜、情報提供依頼(RFI)仕様書と各様式を情報提供依頼(RFI)資料等交付申請書記載の電子メールアドレス宛に送付いたします。

情報提供依頼(RFI)資料等の交付申請にあたっては、以下の要領で受け付けます。

- (1) 情報提供依頼(RFI)資料等交付申請書は、令和8年(2026年)9月4日(金)17時までの間に、来庁もしくは郵送での提出をお願いします。ただし、郵送の場合は令和8年(2026年)9月4日(金)午前必着で郵送してください。

4 情報提供依頼についての質問

情報提供依頼回答書作成についての質問は、以下の要領をお願いします。

質問に対する回答は、令和8年(2026年)9月18日(金)までにさせていただく予定です。

- (1) 質問の締切は、令和8年(2026年)9月4日(金)17時までです。
- (2) 質問は、【様式8】熊本市特定健診等システム標準化対応に係る情報提供依頼(RFI)に関する質問書に記入し、電子メールにて本市までお送りください。その際、電子メールの件名(題名)は「【熊本市】特定健診等システム標準化対応に係る情報提供依頼問い合わせ(貴社名)」としてください。
- (3) 電子メール送信後、「9.連絡先等」まで到着確認の連絡をお願いします。
- (4) 来庁又はお電話による質問に対してはお答えできかねますので、ご了承ください。
- (5) 情報提供基準の均質化を図る観点から、各社から頂いた質問事項とその回答については、本市で集約し、情報提供依頼に参加している各業者のご担当者様あてに電子メールにてお送りします。

5 情報提供依頼回答書の仕様

- (1) 情報提供依頼回答書のサイズ及び様式
 - ア 情報提供依頼回答書は指定する様式(以下、【情報提供依頼回答書 様式一覧】を参照。)を除き、A4用紙(縦・横書き等は自由)とします。ただし、図面等でA4に収まらない場合はA3をご利用いただいても構いません。

イ 電子データは、Word2019、Excel2019、Power Point2019、Acrobat Reader のいずれかのソフトにて開くことのできるもので作成してください。なお、指定様式については、Word2019、Excel2019 で作成してください。

(2) 注意事項

ア 貴社からの情報提供依頼回答書は、検討するにあたりモノクロコピーを行います。色によって意味内容が異なるような記述は、できるだけ避けてください。

イ 用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限り、システム管理業務経験のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用してください。専門用語を使用しなければ説明できない場合には、注釈をつけてください。

ウ 貴社独自の運用ツール・製品等を用いる場合には、平易な表現による注記をつけてください。

(3) 提出部数

ア ウィルススキャン実施済み電子データを記録した CD-ROM を 1 枚提出してください。

6 情報提供依頼回答書の提出

情報提供依頼回答書の提出にあたっては、以下の要領で受け付けます。

(1) 情報提供依頼回答書は、令和8年(2026年)9月30日(水)17時までの間に、来庁もしくは郵送での提出をお願いします。ただし、郵送の場合は令和8年(2026年)9月30日(水)午前必着で郵送してください。

(2) 来庁、郵送いずれの場合においても、電子メールにて電子データ(ウィルススキャンを実施の上、パスワード付き圧縮をお願いします)の提出をお願いいたします。その際、電子メールの件名(題名)は「【熊本市】特定健診等システム標準化対応に係る情報提供依頼回答書提出(貴社名)」としてください。

7 情報提供依頼回答書に対する質問

提出していただいた情報提供依頼回答書につきましては、熊本市職員及び本情報提供依頼に関する支援を受託している受託業者にて点検させていただき、その内容について質問をさせていただきたいと考えております。

(1) ヒアリングが必要となった場合には、令和8年(2026年)10月7日(水)から10月23日(金)までの期間内の本市の指定した日時に熊本市役所内もしくは熊本市が指定する場所にて行います。ただし、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情が生じた場合は、Teams 等のオンライン会議で実施する可能性もあります。

(2) ヒアリングに要する時間は 1 回 2 時間程度を予定しています。

- (3) ヒアリングの日時及び場所については、令和8年(2026年)10月6日(火)までに貴社ご担当者様までメールにてご連絡いたします。都合が合わない場合は、再調整させていただきます。

8 注意事項

- (1) 情報提供依頼は標準準拠システムの市場動向や開発事業者の対応状況等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 情報提供依頼に対して、どのような回答がなされても将来の標準準拠システム導入業務委託を約束するものではありません。
- (3) 情報提供依頼回答書及び付随資料の返却はいたしかねますのでご了承ください。
- (4) 熊本市に提出された情報提供依頼回答書及び付随資料については、公文書として取り扱われます。(熊本市情報公開条例(平成10年4月1日制定 条例第33号)に基づき、不開示情報(第7条)でない限り開示の請求があった時は開示の義務があります。)そのため、これらの書類については、機密情報とはいたしません。また、第三者に利用された場合でも熊本市は一切の責任を負いかねます。
- (5) 情報提供依頼回答書及び付随資料に貴社の利益を害するもの等の情報が含まれている場合には、当該記載個所に機密扱いであることを明記してください。その場合、不開示情報となるため、情報を取り扱うのは、熊本市職員と本調達に関する支援を受託している受託業者に限ります。他の地方公共団体や他社への配布が必要な場合には事前に別途協議を行います。
- (6) 情報提供依頼回答書の内容については、必要に応じて無償で熊本市における標準準拠システムの導入検討等に利用させていただきます。
- (7) 情報提供依頼回答書の作成及びヒアリングにかかる費用は、全て貴社にてご負担ください。
- (8) 情報提供依頼に回答するにあたり知り得た熊本市に関する事項については、将来においても一切他に漏らさないでください。
- (9) 本情報提供依頼に関する支援を受託している受託業者とは、秘密保持を含んだ契約を締結しております。

9 連絡先等

【情報提供依頼(RFI)資料等交付申請書・質問書・情報提供依頼回答書の提出先】

熊本市健康福祉局健康福祉部国保年金課

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所本庁舎1階

担当者 : 国保年金課 伊藤・森本

電話番号：096-328-2289

FAX：096-324-0004

電子メールアドレス：kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

(伊藤・森本あて)

10 その他

【本情報提供依頼に係る支援の受託業者】

ITbook 株式会社 熊本事務所

〒860-0806

熊本市中央区花畑町 1-7

MY 熊本ビル 4 階

【情報提供依頼回答書 様式一覧】

様式1_情報提供書

様式2_パッケージ方針

様式3_標準仕様及び本市の要件への対応

様式4_費用概算

様式5_システム構成図

様式6_本市対応スケジュール

様式7_その他のご意見

様式8_熊本市特定健診等システム標準化対応に係る情報提供依頼(RFI)に関する
質問書

以上